
文化庁の博物館支援に関する取組

令和3年6月1日

文化庁 企画調整課長

平山 直子



1. 博物館を取り巻く諸課題について

(1) 博物館に関すること

制度面（登録制度など）／運営面／収蔵や展示／SDGs など博物館に関する社会的課題／アーカイブ整備など情報発信の在り方 等

(2) 博物館に関する人材に関すること

館長／学芸員／その他の人材（多様な人材と求められるスキル）／それぞれに関し、養成・採用・研修・処遇について、魅力ある職種となる観点からの検討 等

(3) 博物館への来館者に関すること

地域住民／子供、高齢者、障害のある方／観光客／海外から来る者への対応 等

(4) 博物館と他セクターとの関わり

自治体、NPO／教育機関／企業、観光関係／その他 等

(5) その他

新型コロナウイルスとの共生時代（ポストコロナ時代）において、博物館における展示の在り方、収益構造の強化方策、教育資源としての博物館の活用等をどのように考えるか 等

文化審議会 博物館部会における議論について

- 2019年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する幅広い課題について検討を開始。
- これまでに計11回の審議を行い、博物館制度に関する論点の整理から、地方博物館への支援、学芸員養成制度の現状と課題、ポストコロナの時代における博物館振興の在り方等について審議。

文化審議会

文化政策部会

博物館部会

美術品補償制度部会

世界文化遺産部会

無形文化遺産部会

国語分科会

著作権分科会

文化財分科会

文化功労者選考分科会

○ これまでの議論の経過

第1期 2019 年度	第1回	11月8日	総論	博物館制度に関する検討の論点
	第2回	12月9日	地方博物館	地方博物館への支援、博物館に関する法律の俯瞰 地方博物館の現状
	第3回	1月17日	学芸員制度①	学芸員養成制度の現状と課題
第2期 2020 年度	第1回	6月26日	コロナ禍における博物館の現状や対策	コロナ禍における博物館の現状や対策について情報共有・報告
	第2回	7月28日	今後の博物館の在り方、博物館振興方策の方向性	ポストコロナの時代における博物館振興の在り方について 次年度予算に向けた議論
	第3回	9月3日	学芸員制度②	学芸員等に対する研修の現状と課題
	第4回	11月5日	学芸員制度③	博物館に求められる現代的課題とその実行体制について
	第5回	1月13日	今後の博物館の在り方、博物館振興方策の方向性	博物館の現代的課題に対応した法制度のあり方について
	第6回	1月21日～ 1月29日 (持ち回り開催)	ワーキンググループの設置	文化審議会博物館部会法制度の在り方に関するワーキンググループの設置
	第7回	3月24日	ワーキンググループの審議状況について	ワーキンググループの中間報告
第3期 2021 年度	第1回	5月28日	目指すべき博物館像	博物館法制度の今後の在り方（中間とりまとめ）について

○ 委員名簿 ※令和3年4月現在。◎座長、○副座長

出光 佐千子（出光美術館館長／青山学院大学准教授）
伊藤 誠一（岐阜県美濃加茂市長）
浦島 茂世（美術ライター）
太下 義之（文化政策研究者／同志社大学教授／
国立美術館理事）
川端 清司（大阪市立自然史博物館館長）
小林 真理（東京大学教授）

佐々木 秀彦（東京都歴史文化財団企画担当課長）
◎島谷 弘幸（九州国立博物館館長）
高田 浩二（海と博物館研究所所長）
○浜田 弘明（桜美林大学教授）
半田 昌之（日本博物館協会専務理事）
古田 亮（東京藝術大学美術館准教授）
宮崎 法子（実践女子大学教授）
矢ヶ崎 紀子（東京女子大学教授）

- これまでの博物館部会における議論を踏まえ、博物館に関する**法制度の在り方について具体的な検討を集中的に行うため、2021年1月、博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置。**

○ 趣旨

博物館を取り巻く環境と社会からの要請が変化の中で、「登録」制度をはじめとする博物館法を改正する必要性が各所で指摘されている。

博物館法制度の在り方について具体的な検討を集中的に行うため、博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置することとする。

○ スケジュール（予定）

- 第1回 2月9日（火）15:00～17:00
制度の方向性と主要な論点①
- 第2回 2月24日（水）10:00～12:00
制度の方向性と主要な論点②
- 第3回 3月5日（金）14:00～16:00
制度の方向性と主要な論点③
➡ 3月24日（水）博物館部会へ中間報告
- 第4回 4月13日（火）10:00～12:00
制度の方向性と主要な論点④
- 第5回 5月14日（金）10:00～12:00
制度の方向性と主要な論点⑤
- 第6回以降も関係団体からのヒアリング等、順次開催

○ 調査審議事項

- （1）博物館の定義と使命について
- （2）登録制度について
- （3）学芸員資格制度について
- （4）登録制度と連動した博物館振興策について
- （5）その他

○ 委員名簿 ◎座長、○副座長

- 青木 豊（國學院大學教授）
- 内田 剛史（早稲田システム開発）
- 小林 真理（東京大学教授）
- 佐久間 大輔（大阪市立自然史博物館学芸課長）
- 佐々木 秀彦（東京都歴史文化財団事務局企画担当課長）
- 竹迫 祐子（（公財）岩崎千尋記念事業団事務局長／ちひろ美術館主席学芸員）
- 塩瀬 隆之（京都大学総合博物館准教授）
- ◎浜田 弘明（桜美林大学教授，全日本博物館学会副会長）
- 原 眞麻子（東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理）
- 半田 昌之（日本博物館協会専務理事）

現行法における登録・指定制度は、戦後、公立への補助と公益法人への税制上の優遇を行い、博物館を増加させるための枠組みであったことから、現在では、大きくは以下のような課題を抱えていると考えられる。

A 対象

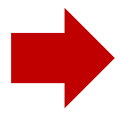
登録制度の対象が、設置者が地方公共団体、一般社団・財団法人等の博物館に限定されており、国・独法、大学、地方独法、株式会社等の場合は対象外。※相当施設は設置者要件なし

B 審査基準・内容

審査が外形的な基準（学芸員の配置の有無、年間開館日数、施設の面積等）によって行われており、実質的な活動内容が審査されておらず、質や公益性を担保するものとなっていないため、博物館の質の向上に貢献できていない。

C メリット

歴史的経緯から、現在では登録・相当指定のメリットがほとんどなく、博物館全体の2割程度の館しか登録・指定されていない。

 法律と実態の乖離を解消し、すべての博物館が制度を通じて質の維持・向上を図ることができる仕組みに改善することが必要

2021年3月24日 文化審議会 博物館部会 法制度の在り方に関するワーキンググループ

(制度の理念と目的)

○ 新しい制度は、公的支援の対象としての枠組みを明確にすることに加えて、審査と登録を通じて、各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく「底上げ」と「盛り立て」を行うことにより、博物館の発展に寄与するものであるべきである。

○ また、国民にとってこの趣旨がより明確となるよう、博物館に対して「認証」や「認定」といった適切な名称の検討やその明示、積極的な広報活動を行うことが望まれる。

(制度の対象範囲)

○ 現在の多様な博物館の在り方に対応するため、設置者の法人類型による制限をできる限りなくし、現在登録制度の対象外となっている国・独法、大学、地方独法、株式会社等についても広く対象とするべきである。

○ 他方で、博物館として、一定のレベルで公益性を担保する必要があることから、このような観点からも審査を行う必要がある。したがって、審査基準には、このような公益性の観点を盛り込む必要がある。

(審査基準)

○ 博物館の活動の質や健全な経営を担保するため、現行制度の外形的な審査から、博物館としての機能や実質的な活動を評価するものへと転換すべきである。

○ 今後、日本博物館協会において具体化が行われた共通基準案を基礎としつつ、共通基準案及び館種別等の特定基準案について、更なる検討を進めていく必要がある。

(審査主体・プロセス)

○ 博物館への指導・助言、地域の状況に応じたきめ細かい対応や、各地域における他の行政分野との連携という観点から、審査・登録(認証)は引き続き国及び都道府県・指定都市が担う必要がある。

○ 一方で、専門的・技術的な見地からの審査が求められる内容については、審査基準のばらつきや審査の形骸化を防ぎ、専門性を担保するため、第三者性をもった専門家組織(以下、「第三者組織」という。)が一定の関与を行う在り方を検討すべきである。

○ このような第三者組織の位置付け(地方公共団体の権限との関係を含む)については、法制上の整理や財政上の支援等について検討を行い、現実的な選択肢を提示した上で、再度議論を行う必要がある。

(更新と評価)

○ 審査基準の転換に伴い、審査時の状態が維持されていることを確認し、活動と経営の向上を図るため登録(認証)の更新制の導入を行うべきである。

○ 更新の期間については、審査に係る負担とのバランスを考慮しつつ、今後詳細な検討を要するが、10年程度を想定する。ただし、指定管理者制度との関係等も考慮し、設置者及び地方公共団体の判断による柔軟な運用も可能とすることが望ましい。

(連動した博物館振興策)

○ このような制度の改正を行う前提として、登録(認証)されることにより得られるメリットをできる限り拡充することが極めて重要である。

○ 全ての登録施設に対するメリットは、関係団体等から広く意見を聴取しつつ、具体的な振興策を検討していく必要がある。

○ 新たな視点からの振興策として、博物館が抱える課題が多様化、複雑化している一方で、各館に配分される資金や人材等のリソースが伸び悩み、あるいは縮小している現状において、複数の館を結び付けるネットワークを形成し、リソースやノウハウを共有することによって課題に対応していくための仕組みを提案する。

○ ネットワークの形成による振興については、今後、その対象とする分野や支援内容、法的位置付け等について、具体的な検討が必要である。

2. 文化庁における博物館関係支援事業について

趣旨

博物館が核となって実施する地域文化の発信や、子供・学生・社会人等あらゆる者が参加できるプログラム、学校教育等との連携によるアウトリーチ活動、新たな機能の創造等を支援。

本事業は、博物館の学校や地域との連携を促進するための「スタートアップ」的な支援事業であり、取組事例は広く文化庁HP等で公開。

事業内容

1. 地域文化の発信の核となる博物館

- ・博物館の情報発信、相互連携
- ・ユニークベニユーの促進
- ・地域のグローバル化拠点としての博物館（多言語化による国際発信等）
- ・地域に存する文化財や文化・自然資源を活用した地域共働の創造活動や地域の魅力の発掘・発信

2. あらゆる者が参加できるプログラム及び学校教育や地域の文化施設等との連携によるアウトリーチ活動・人材育成

- ・小・中・高等学校と連携した地域文化の担い手の育成（地域の子供を対象とした取組等）
- ・大学と連携した国内外で活躍する文化人材育成プログラムの開発
- ・社会人ほか多様な対象者のための学習講座の実施
- ・障がい者の芸術活動支援・鑑賞活動支援等の事業
- ・教育委員会と連携した鑑賞教育の実施

3. 新たな機能を創造する博物館

- ・観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等他分野との連携・融合による活動
- ・文化財や文化・自然資源の新たな保存管理・活用の手法の開発

【取組例】



保育園へのアウトリーチ活動



中学校へのアウトリーチ活動



特養老人ホームのワークショップ



市営団地でのワークショップ



博図公連携モデル（巡回展）



日本美術会議（欧米専門家等）

補助

- 補助事業者
博物館を中心とした実行委員会等

- 補助金額
予算の範囲内において定額

積算

- 積算件数 54件（1件7百万円）

（参考）

地域と共働した創造活動支援事業

R2年度：57件 H31年度：71件

地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業

H29年度：97件 H28年度：102件 平成27年度：99件

博物館等の国際交流の促進

令和3年度予算額 52百万円
(前年度予算額 33百万円)



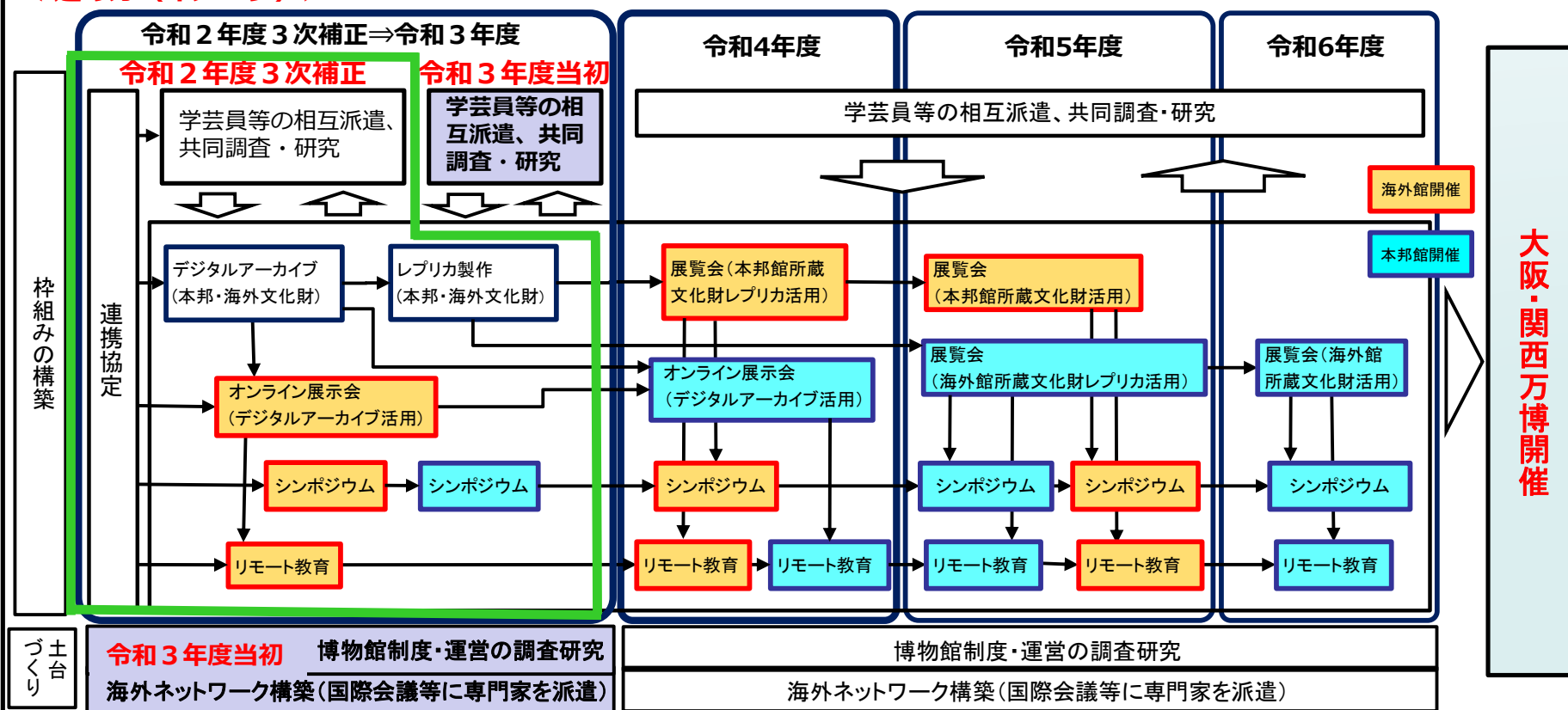
令和2年度第3次補正予算額 384百万円

趣旨

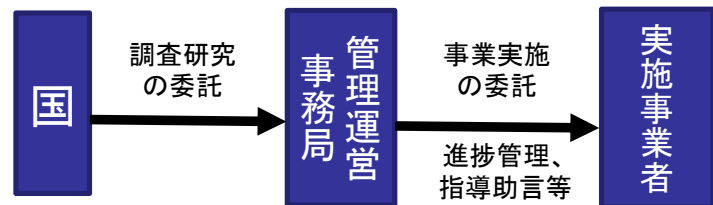
「ICOM京都大会2019」を契機として、若手研究者の海外ネットワークの構築等の国際交流を促進してきたところ、新型コロナウイルスによって甚大な影響を受けている。2021年に延期された東京オリンピック・パラリンピックや、さらに2025年の大阪・関西万博を見据え、「新たな日常」に対応した収益力の強化や、日本文化の発信機能の強化が重要であることから、**海外館と連携し、ウィズコロナにおける持続的な国際交流モデルを構築**する。

事業内容

< 進め方（イメージ） >



スキーム



積算

令和3年度予算額	51,608千円
・学芸員等の相互派遣、共同調査・研究	25,021千円 (事業件数 2件程度)
・博物館制度・運営の調査研究	12,000千円
・海外ネットワーク構築	12,000千円
・その他審査経費等	2,587千円

趣旨

学芸員資格の認定に係る試験及び審査、学芸員等を対象とした専門的・実務的な知識・技術に関する研修、知識・技術の習得等を目的とした海外博物館への派遣など、学芸員の資質向上に資する事業を展開。
さらに、学芸員等のマネジメント能力や教育普及を担う実践的な能力を向上させるため、それぞれの人材養成に資する研修を実施。同研修を通じて、学芸員等のネットワーク構築や博物館機能強化を図る。

1. 学芸員の養成

①学芸員資格の付与

学芸員資格認定試験の実施 (学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有しているかの試験を実施)

2. 学芸員の資質向上

②博物館学芸員専門研修

- ・中堅学芸員向けの研修(年1回(3日間)50名程度)
- ・新任館長向けの研修(年1回(3日間)50名程度)

③学芸員等在外派遣研修

- ・若手中堅学芸員等の海外派遣研修
 - ・ICOM京都大会を契機に学芸員の国際力向上を推進
 - 5～10名を派遣
 - 3ヶ月～1年の期間
- ※派遣期間中の人的補填も支援

④ミュージアム・マネジメント研修

- ・学芸系・事務系問わず
博物館管理職向け研修
(年1回(3日間)50名程度)



⑤ミュージアム・エデュケーション研修

- ・教育事業の企画開発・運営の実践的研修
(年2回(5日間)50名程度)
- ※8年間で450名弱受講
ネットワーク化構築



1年目

新人

10年目

若手

20年目

中堅

30年目

管理職

- 文化庁(文化振興基盤整備費)で実施する学芸員研修

- 学芸員数:約8,403人、博物館数:5,738館(平成30年度)

文化庁

博物館学芸員専門講座【50人:3日間】

学芸員等在外派遣研修【5～10名:3か月、半年、1年】

博物館長研修
【50人:3日間】

ミュージアム・エデュケーション研修【50人:5日間】

ミュージアム・マネジメント研修
【50人:3日間】

事業 内容

研修 体系

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和3年度予算額

1,945百万円

(前年度予算額 1,490百万円)



趣旨

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の策定・実施のための事業について支援を行う。

事業

内容

①計画の策定のための支援

データの収集・分析、アンケートの実施、協議会等の開催、実証調査等の経費を支援。

②文化拠点としての機能強化に資する事業に対する支援

※感染症防止対策等の対応が含まれる。

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ

- 文化資源の魅力向上
 - ・文化資源の調査研究
 - ・文化資源のデータベース化
 - ・鑑賞しやすい展示改修
 - ・専門人材確保



- 文化理解を深める措置
 - ・分かりやすい解説紹介
 - ・多言語アプリ、オーディオガイド導入
 - ・VR・AR等の体験型コンテンツ造成
 - ・ガイドツアー事業
 - ・専門人材確保



背景情報も含めて多言語で解説

- 利便性の向上
 - ・館内案内の多言語化
 - ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
 - ・バリアフリー整備（スロープ等）
 - ・夜間・早朝イベントコンテンツ造成
 - ・主要駅等から施設へのバス併上



Wi-Fi



トイレの洋式化

- ショップ・カフェの充実

- 国内外への宣伝
 - ・ウェブ等での発信
 - ・JNTOとの連携事業
 - ・専門人材確保

③地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援

※感染症防止対策等の対応が含まれる。

地域計画において実施する事業のイメージ

- 総合的な文化資源の魅力向上
 - ・地域の文化資源の調査研究
 - ・地域内の複数の文化施設や文化資源を連携させた誘客イベント等の企画



- 利便性の向上
 - ・共通乗車船券の販売
 - ・臨時便の運行
 - ・多言語案内、キャッシュレス
 - ・Wi-Fi整備



多言語ガイド

- 国内外への宣伝
 - ・ウェブ等での発信
 - ・JNTOとの連携事業
 - ・専門人材確保

- 文化施設と事業者の連携
 - ・文化体験や宿泊のパッケージツアーの企画
 - ・商店街との共同イベント
 - ・特産品の開発



④計画の推進のための支援

好事例の収集・分析、専門家の派遣、取組事例の横展開のためのセミナー等を実施。

スキーム

①②③: 補助事業

■補助対象者: 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者

■補助金額: 予算の範囲内で補助対象経費の2/3 [地方負担分は特別交付税措置を要望中]

④: 委託事業

積算

■積算内訳

①: 40,000千円

②③: 45,000千円 × 40箇所 = 1,800,000千円

④: 105,000千円

趣旨

ポストコロナに向け、富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の滞在・消費の促進が急務となっていることを踏まえ、こうした旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。

事業内容

博物館等の文化施設における夜間の特別解説ツアーの実施、社寺等の文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭の実施といった、上質な文化観光コンテンツの造成等を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進するとともに、本事業で得られる成果を横展開することで、民間事業者等による更なる取組の促進を図る。

＜文化施設の高付加価値化＞



夜間等の特別解説ツアー等の実施



城泊の実施

＜文化資源の高付加価値化＞

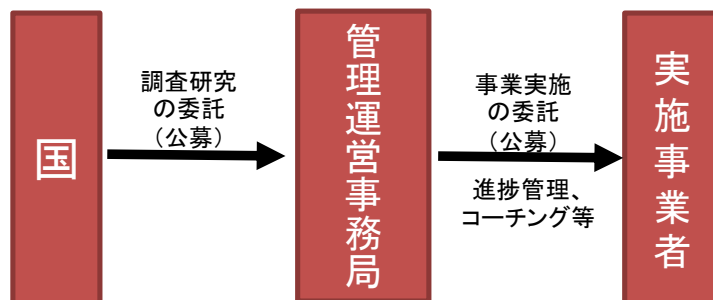


文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭等の実施



特別な体験の提供

スキーム



事業者

文化施設・文化資源の設置者・管理者、観光地域づくり法人(DMO)、自治体、民間事業者等

— 美術館・博物館の再興を通じた心の復興 —

1. 事業概要

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）

Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

（1）地震・津波被災地域

被災地の自立に向けて、引き続き、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、先進技術の導入や地域資源の活用等により、産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、「新しい東北」として掲げた魅力あふれる地域を創造することが望まれる。

東日本
大震災

汚泥や塩水等、これまでに
経験のない修理作業に直面



東松島市埋蔵文化財収蔵庫

2. 修理作業の例

●修理（脱塩、汚泥の除去）



●燻蒸、真空凍結乾燥



●汚染物質の計測、分析



美術館・博物館における機能・役割の回復、再興した美術館・博物館への返却

博物館資料の復興による地域創造(復興・創生期間後)

■事業目的

東日本大震災により被災した美術館・博物館の再興を図ることにより、東日本大震災からの復興に資することを目的とする。

■補助対象事業

被災資料を修理するための事業

■補助事業者

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村を管轄する道県。

■補助金額

補助対象経費の50%

3. 新型コロナウイルス感染症対策について （催物の開催制限、ガイドライン等について）

感染状況に応じたイベント開催制限のあり方について(5月12日以降の取扱い)

	収容率※4	人数上限※4	営業時間 短縮
緊急事態宣言 対象地域	50%	5,000人	21時
まん延防止等 重点措置	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人※1	都道府県の 判断
その他都道府県		5,000人※1 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方※3	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

※5 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いは別途通知する。

感染状況に応じたイベント開催制限のあり方について(5月12日以降の取扱い)

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請 ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は、 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ ※4：映画館については、 1000平米超：21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：21時までの営業時間短縮働きかけ
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等
 ※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（概要）

作成主体：公益財団法人日本博物館協会

公表日：令和2年5月14日（令和2年9月18日改定）

①博物館の管理者及び②公演主催者等に対して、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理・推奨。

【施設管理者が講ずべき具体的な措置（例）】

①総論

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保する。
- ・「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、展覧会は中止又は延期。

②来館者の安全確保

- ・有症状者の入場を確実に防止する措置（来館者への検温、来館自粛を求める条件の周知徹底 等）
- ・咳エチケット・マスク着用等の要請、発熱者（平熱と比べて高い発熱がある場合）等の入館制限
- ・感染者が発生した際の体制構築 等

③従事者の安全確保

- ・検温、マスク着用、手洗いの徹底等健康管理、ジョブローテーション等の工夫 等

④展覧会の実施に際しての留意事項

- ・フロアマーカ等設置による来館者同士の距離の確保
- ・展示室内の入場人数の制限、会話制限 等

⑤施設管理

- ・館内・窓口・ロビー・トイレ・レストランなど、各所における、清掃・消毒・換気の徹底
- ・展示室の入り口等の行列や、ロビー等における密集防止措置（十分な間隔（最低1mの確保）） 等

⑥広報・周知

- ・平熱と比べて高い発熱時の来館自粛、社会的距離の確保の徹底等について周知

※その他、博物館等における公演等主催者が講ずべき具体的対策についても記述

文化芸術活動に関わるすべての皆様へ

本年四月二十五日から開始された三度目の緊急事態宣言においては、対象地域におけるすべての文化芸術関係の公演や施設についても無観客化や休業をお願いすることとなり、大変な混乱と御負担をおかけしました。練習や準備を積み重ねてきた関係者の方々、そして心待ちにされていた皆様のお気持ちを考えると非常に心苦しく思います。皆様のご理解とご協力に改めて深く御礼申し上げます。

この度、緊急事態措置を延長するに当たって、催物や一部の施設に関する政府の目安を緩和し、業種別ガイドラインに基づく感染症対策の徹底など、新型コロナウイルス感染症対策へご協力いただくことを前提に、宣言下においても一定の活動を継続いただけることとなりました。

感染拡大のリスクをできる限り抑えながら、文化芸術活動を続けていくことは、不可能なことでは決してありません。したがって、文化芸術活動の休止を求めることは、あらゆる手段を尽くした上での最終的な手段であるべきと考えます。

皆様におかれては、これからも文化芸術に関する活動を、可能な限りご継続ください。文化庁長官として私が先頭に立って、そのための支援に全力を尽くしてまいります。

文化庁に設置した感染症対策のアドバイザリーボードの提言では、クラシックコンサート・演劇等の公演は、観客が大声で歓声、声援等を行うものではないため、観客席における飛沫の発生は少なく、感染拡大のリスクは低いとされています。これらの公演については、消毒や換気、検温、マスク着用の徹底はもちろん、観客席で大声を出さないことの周知徹底を行い、入退場時やトイレ等での密が発生しないための措置の実施や感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限、公演前後の練習や楽屋等での対策等を業種別ガイドラインに基づき行えば、リスクを最小限にしながら実施することが可能です。

また、来場者が静かな環境で鑑賞を行う博物館や美術館、映画館等においても、飛沫による感染拡大のリスクは低いと考えられ、消毒や換気、検温、マスク着用の徹底に加えて、予約制の導入等による入退場の適切な管理を行い、展示の種類や態様に応じて密が発生しないような措置を講じるとともに、トイレやレストラン、カフェテリア等における感染防止策を業種別ガイドラインに基づき徹底すれば、リスクを最小限にしながら開館することが可能だと考えられます。

実際に、このような感染症対策が適切に講じられている公演や展示において、来場者間で感染が広がった事例は報告されていません。

これまでの新型コロナウイルス感染症との過酷な闘いの中で明らかになったことは、このような未曾有の困難と不安の中、私たちに安らぎと勇気、明日への希望を与えてくれたのが、文化であり芸術であったということです。

文化芸術活動は、断じて不要でもなければ不急でもありません。このような状況であるからこそ、社会全体の健康や幸福を維持し、私たちが生きていく上で、必要不可欠なものであると確信しています。

事業の概要

新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体において、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、文化芸術振興の幅広い担い手を巻き込みつつ、「新たな日常」ウィズコロナ時代における新しい文化芸術活動のイノベーションを図るとともに、活動の持続可能性の強化に資する取組を支援する。

支援の対象となる文化芸術活動・支援対象となる取組

- ◆ 対象：文化芸術関係団体・文化施設（公演等の開催に資金面での責任を持つ者）
 - ◆ 分野：文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野
 - ◆ 条件：不特定多数に公開することによって収入を上げることが前提とした**積極的な活動**であること
 - ◆ 取組：
 - （1）公演・演奏会・コンサート・ライブ、展覧会等を開催すること
 - （2）その際、下記のような文化芸術活動のイノベーションを図るような取組を行うこと
 - ・他の文化芸術団体とコラボレーションし、公演を実施すること
 - ・新たな専門性を有する実演家等を招聘し公演を実施すること
 - ・これまで訪問したことのない地域や文化施設（劇場・音楽堂等）で公演を実施すること
 - ・オンライン配信やyou tubeの投稿等、これまで実施していなかった客層へアプローチすること
- * 申請時に事業計画書の提出を求め、上記のような「積極的な活動」が含まれていることを確認するものとする。

概要

新型コロナウイルス感染症は、令和2年度後半期においても感染者数の増加など、感染対策は必要不可欠な状況となっており、**劇場・音楽堂等、博物館の文化施設における公演や展覧等の実施に際して、感染症防止対策のガイドラインを踏まえた取組への支援**を行う。また、コロナ禍の**「新たな活動」に向けた文化施設の配信等に必要な機材等の環境整備の支援**を行う。

支援内容

劇場・音楽堂等、博物館が**感染のおそれのある発熱者確認のための赤外線カメラや会場の換気を行うための空気清浄機等の感染症予防経費、施設内の清掃等の施設管理、文化施設のチケットレス・キャッシュレス環境整備、空調・抗菌設備等の改修経費等**を支援する。
また、**「新たな日常」における文化施設の配信等に必要な機材等の経費**を支援する。

(事業内容)

(1)感染対策事業

- ・感染対策消耗品、赤外線カメラ、空気清浄機等の確保、空気汚染モニタリング等のガイドライン対策 など

(2)環境整備事業

- ・施設・設備の抗菌等の定期清掃
- ・オンラインチケット・キャッシュレス決済の導入



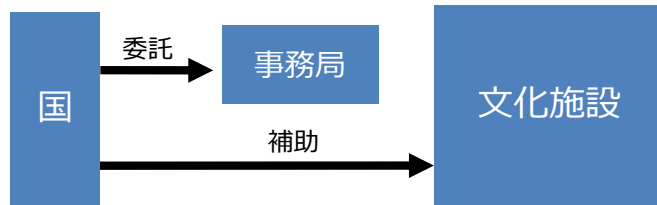
(3)空調設備等の改修事業

- ・空調設備の改修、トイレ等の抗菌改修工事 など

(4)配信等環境整備事業

- ・配信機材等の確保、システム環境、課金システム環境、プラットフォーム環境の整備 など

スキーム



補助

■補助事業者

文化施設（設置者・管理者）等

■補助金額

予算の範囲内で補助対象経費の1/2

※事務委託費等：103百万円